

## < 入札・契約制度の運用の一部見直しについて >

市が発注する建設工事において、より適正な競争環境の形成を目的とし、入札・契約制度における運用の一部を見直しいたしました。

### 見直しの内容

低入札価格調査制度適用工事（予定価格が5,000万円を超える建設工事）において、調査実施後、落札決定となった企業と契約する場合、契約保証金の取扱を下記のとおりといたします。

#### 【契約保証金の引き上げ】

契約金額が500万円以上の工事契約の締結に当たっては、一律に付加割合を請負代金額の10分の1以上としていますが、今後、低入札価格で契約締結する工事については、契約保証金を請負代金額の10分の3以上とします。

（低入札価格で契約締結する工事については、下野市建設工事請負契約書約款第5条（A）第2項のうち、「請負代金額の10分の1以上」を、「請負代金額の10分の3以上」に読み替えて適用します。）

### 適用時期

平成18年12月以降、低入札価格で契約締結する建設工事に適用いたします。